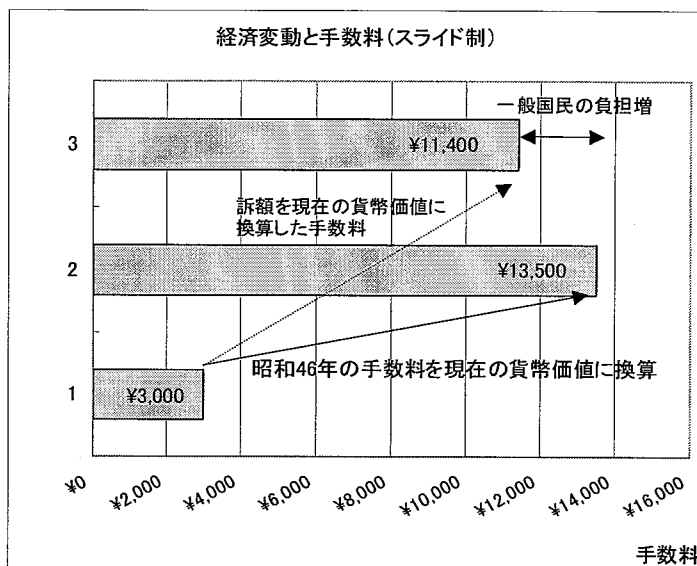


### 経済変動と手数料についての参考試算

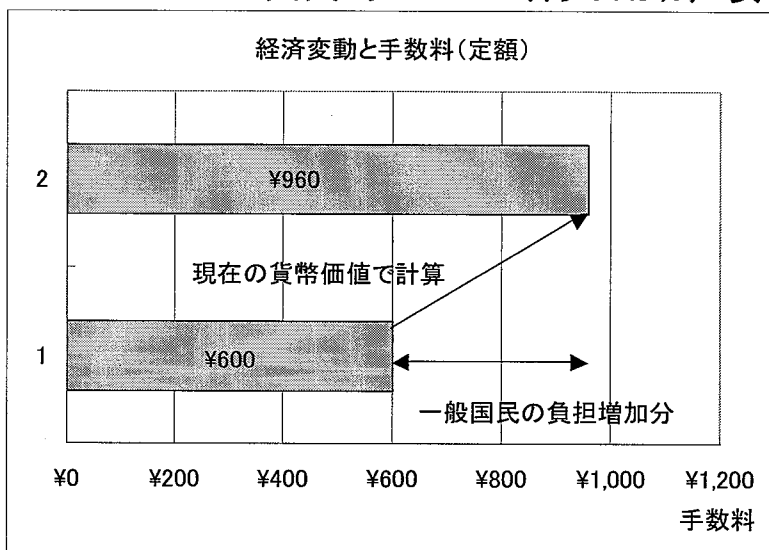
スライド制の場合（経済指標 4.5 倍で計算）

- 昭和 46 年の訴額 30 万円の場合の手数料 ¥3,000・・・①
- 昭和 46 年の手数料 3,000 円を現在の貨幣価値に換算 ¥13,500・・・②
- 昭和 46 年の訴額 30 万円を現在の貨幣価値に換算 ¥1,350,000・・・③
- ③をもとに手数料を算出 ¥11,400・・・④
- ②と④の差額 実質的に¥2,100（約 15.5 %）安くなっている



定額制手数料の場合（経済指標 1.6 倍で計算）

- 昭和 55 年の手数料 600 円を現在の貨幣価値に換算 ¥960・・・①
- ①と 600 円との差額 実質的に¥360（約 37.5%）安くなっている



※ 平均提訴費用（印紙収入額を新受件数で除した額）

地裁第一審の平均額は、昭和 58 年に 39,275 円であったものが、平成 13 年では 66,051 円に（68.2 % 増）、簡裁の平均額は、昭和 58 年に 3,113 円であったものが、平成 13 年では 3,646 円に（17.1 % 増）なっている。

なお、地裁第一審と簡裁の平均額は、昭和 58 年に 17,097 円であったものが、平成 13 年では 24,522 円に（43.4 % 増）なっている。

◎ 経済変動と手数料についての参考試算

昭和46年、55年、平成4年以降の経済指標を忠実に反映させた場合

○ 訴え提起の手数料 ○ 定額手数料

訴訟の目的の価額	手数料	手数料率
最低額2,267円		
136万円まで	22万6,700円まで ごとに2,267円	1%
136万円超 163万円まで	22万6,700円まで ごとに1814円	0.8%
163万円超 489万円まで	45万3,400円まで ごとに3,174円	0.7%
489万円超 1,027万円まで	32万6,000円まで ごとに1,630円	0.5%
1,027万円超 1億270万円まで	25万6,750円まで ごとに1,027円	0.4%
1億270万円超 10億2,700万円まで	102万7,000円まで ごとに3,081円	0.3%
10億2,700万円超	513万5,000円まで ごとに1万270円	0.2%

現行の訴え提起の手数料		手数料率
訴訟の目的の価額	手数料	
最低額500円		
30万円まで	5万円までごとに500円	1%
30万円超100万円まで	5万円までごとに400円	0.8%
100万円超300万円まで	10万円までごとに700円	0.7%
300万円超1,000万円まで	20万円までごとに1,000円	0.5%
1,000万円超1億円まで	25万円までごとに1,000円	0.4%
1億円超10億円まで	100万円までごとに3,000円	0.3%
10億円超	500万円までごとに1万円	0.2%

10,000円	16,300円
3,000円	4,890円
1,500円	2,445円
900円	1,467円
600円	978円
300円	489円

※ 経済指標は、第5回配布資料7の最新の数字の平均値（対昭和46年=453.5、対昭和55年=163.0、対平成4年=102.7）とした。  
なお、対昭和57年の平均値は、147.0となる。

地・簡裁第一審訴訟事件数と平均提訴費用の推移

	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年
① 民事訴訟用印紙 (単位: 千円)											
ア 地裁第一審 (②×⑤ア)	3,454,498 (100.0)	4,005,441 (115.9)	4,114,639 (119.1)	4,442,395 (128.6)	4,641,301 (134.4)	5,275,415 (152.7)	5,556,140 (160.8)	7,160,062 (207.3)	6,012,941 (174.1)	5,877,990 (170.2)	6,331,838 (183.3)
イ 簡裁第一審 (③×⑤イ)	133,616 (100.0)	208,944 (156.4)	351,338 (262.9)	558,460 (418.0)	694,858 (520.0)	751,407 (562.4)	704,330 (527.1)	615,367 (460.5)	464,954 (348.0)	345,032 (258.2)	285,923 (214.0)
ウ 地・簡裁第一審合計 (ア+イ)	3,588,114 (100.0)	4,214,385 (117.5)	4,465,978 (124.5)	5,000,855 (139.4)	5,336,159 (148.7)	6,026,822 (168.0)	6,260,470 (174.5)	7,775,428 (216.7)	6,477,895 (180.5)	6,223,022 (173.4)	6,617,761 (184.4)
※1 ② 地裁第一審訴訟事件数	127,774 (100.0)	133,488 (104.5)	135,448 (106.0)	113,110 (88.5)	122,465 (95.8)	129,385 (101.3)	129,783 (101.6)	129,222 (101.1)	126,511 (99.0)	117,372 (91.9)	112,518 (88.1)
※2 ③ 簡裁第一審訴訟事件数	77,729 (100.0)	90,062 (115.9)	128,837 (165.8)	179,396 (230.8)	224,220 (288.5)	232,418 (299.0)	214,082 (275.4)	190,104 (244.6)	147,464 (189.7)	113,647 (146.2)	97,319 (125.2)
※3 ④ 地・簡裁第一審訴訟事件数 (②+③)	205,503 (100.0)	223,550 (108.8)	264,285 (128.6)	292,506 (142.3)	346,685 (168.7)	361,803 (176.1)	343,865 (167.3)	319,326 (155.4)	273,975 (133.3)	231,019 (112.4)	209,837 (102.1)
※4 ⑤ 平均提訴費用 (単位: 円)											
ア 地裁第一審平均提訴費用	27,036	30,006	30,378	39,275 (100.0)	37,899 (96.5)	40,773 (103.8)	42,811 (109.0)	55,409 (141.1)	47,529 (121.0)	50,080 (127.5)	56,274 (143.3)
イ 簡裁第一審平均提訴費用	1,719	2,320	2,727	3,113 (100.0)	3,099 (99.6)	3,233 (103.9)	3,290 (105.7)	3,237 (104.0)	3,153 (101.3)	3,036 (97.5)	2,938 (94.4)
ウ 地・簡裁第一審平均提訴費用 (①ウ/②+③)	17,460	18,852	16,898	17,097 (100.0)	15,392 (90.0)	16,658 (97.4)	18,206 (106.5)	24,350 (142.4)	23,644 (138.3)	26,937 (157.6)	31,538 (184.5)

	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
① 民事訴訟用印紙 (単位: 千円)											
ア 地裁第一審 (②×⑤ア)	9,141,790 (264.6)	9,041,000 (261.7)	8,716,125 (252.3)	10,048,234 (290.9)	9,139,956 (264.6)	9,597,824 (277.8)	10,721,874 (310.4)	11,499,291 (332.9)	12,747,288 (369.0)	11,078,634 (320.7)	10,626,813 (307.6)
イ 簡裁第一審 (③×⑤イ)	426,091 (318.9)	468,568 (350.7)	680,112 (509.0)	730,908 (547.0)	828,911 (620.4)	909,138 (680.4)	965,699 (722.7)	1,105,659 (827.5)	1,141,201 (854.1)	1,120,895 (838.9)	1,166,921 (873.3)
ウ 地・簡裁第一審合計 (ア+イ)	9,567,880 (266.7)	9,509,568 (265.0)	9,396,237 (261.9)	10,779,142 (300.4)	9,968,867 (277.8)	10,506,962 (292.8)	11,687,573 (325.7)	12,604,950 (351.3)	13,888,489 (387.1)	12,199,528 (340.0)	11,793,734 (328.7)
※1 ② 地裁第一審訴訟事件数	119,276 (93.3)	138,286 (108.2)	152,268 (119.2)	155,281 (121.5)	153,034 (119.8)	150,793 (118.0)	153,798 (120.4)	161,775 (126.6)	160,975 (126.0)	164,072 (128.4)	160,888 (107.8)
※2 ③ 簡裁第一審訴訟事件数	111,659 (143.7)	169,464 (218.0)	228,840 (294.4)	245,189 (315.4)	245,749 (316.2)	267,315 (343.9)	276,784 (356.1)	315,452 (405.8)	313,689 (403.6)	309,383 (398.0)	320,055 (411.8)
※3 ④ 地・簡裁第一審訴訟事件数 (②+③)	230,935 (112.4)	307,750 (149.8)	381,108 (185.5)	400,470 (194.9)	398,783 (194.1)	418,108 (203.5)	430,582 (209.5)	477,227 (232.2)	474,664 (231.0)	473,455 (230.4)	480,943 (234.0)
※4 ⑤ 平均提訴費用 (単位: 円)											
ア 地裁第一審平均提訴費用	76,644 (195.1)	65,379 (166.5)	57,242 (145.7)	64,710 (164.8)	59,725 (152.1)	63,649 (162.1)	69,714 (177.5)	71,082 (181.0)	79,188 (201.6)	67,523 (171.9)	66,051 (168.2)
イ 簡裁第一審平均提訴費用	3,816 (122.6)	2,765 (88.8)	2,972 (95.5)	2,981 (95.8)	3,373 (108.4)	3,401 (109.3)	3,489 (112.1)	3,505 (112.6)	3,638 (116.9)	3,623 (116.4)	3,646 (117.1)
ウ 地・簡裁第一審平均提訴費用 (①ウ/②+③)	41,431 (242.3)	30,900 (180.7)	24,655 (144.2)	26,916 (157.4)	24,998 (146.2)	25,130 (147.0)	27,144 (158.8)	26,413 (154.5)	29,260 (171.1)	25,767 (150.7)	24,522 (143.4)

※1 最高裁判所調べ

※2 通常訴訟事件, 手形・小切手訴訟事件及び行政訴訟事件を含む, 再審事件を含まない。

※3 通常訴訟事件 (平成10年以降は, 少額訴訟及び少額訴訟判決異議を含む。) 及び手形・小切手訴訟事件を含む, 再審事件を含まない。

※4 昭和57年に事物管轄の改正があり (9月1日施行), 地裁と簡裁の分担の基準が訴訟額30万円から90万円に変更され, かつ, 訴訟額90万円を超えない不動産に関する訴訟の管轄が地裁と簡裁で競合することになった。